

# 静岡県の学校図書館

平成 28 年 9 月発行  
総合教育センター  
生涯学習推進室

## 学校図書館に複数の新聞を

NIE(Newspaper in Education) は、学校などで新聞を教材として活用することです。1930 年代にアメリカで始まり、日本では 85 年、静岡で開かれた新聞大会で提唱されました。その後、教育界と新聞界が協力し、社会性豊かな青少年の育成や活字文化と民主主義社会の発展などを目的に掲げて、全国で展開しています。

### 新聞の配備

文部科学省の「学校図書館図書整備 5 か年計画」(H24～H28) では学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約 200 億円、5 年間で総額約 1、000 億円の地方交付税措置が講じられました。次の計画に関しても文部科学省内の「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」で現在の状況をふまえた上で新たな施策が検討されています。県が作成した「学校図書館チェックシート」にも「学校図書館における新聞の配備」の箇所があり「装備無し」「1 紙装備」「2 紙以上装備」の達成記入欄があります。



### 新聞の所蔵

平成 26 年度の「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省調べ) では学校図書館において、新聞を配備している学校が小中学校では約 30% でした。半数以上の学校図書館が新聞

#### ■新聞の配備状況(平成 26 年度)■

|      | 配備状況  | 平均配備紙数 |
|------|-------|--------|
| 小学校  | 36.7% | 1.3 紙  |
| 中学校  | 31.8% | 1.7 紙  |
| 高等学校 | 90.0% | 2.8 紙  |

学校図書館の現状に関する調査(文部科学省)

を配備していないこととなります。また、購読していると答えた中でも職員室で購読したものを共有で利用しているため、学校図書館には発行翌日に新聞が届くところもあります。高等学校では 90.0% の学校図書館で 2 誌以上購読している結果が出ています。高校の場合は学校の特徴によって専門誌、英字新聞など幅広い新聞が必要になります。児童生徒が適切な利用を行えるよう新聞を学校図書館で複数読むことができる環境づくりが大切です。

### 活用方法

新聞の活用方法は様々なものがありますが、主な活用方法としては「1 面から最終面まで、記事や写真、広告までを読み解く」、「複数の新聞を読み比べる」、「読んだ結果について、ディベートを行う」等があります。記事の切抜きや一部を使ったこれまでの新聞教育とは違い、NIE が勧める活用は学習に対する自主的で積極的なアプローチ、情報の自己判断力を向上させようとするものです。また、ディベート(討論)を行う際は、記事をよく読み、情報を理解し、自分の意見を持つ行程が必要になることから、全国学力・学習状況調査や OECD 調査などからも「読解力向上に新聞は有効」と、評価されています。

新聞は様々な事件や時事問題、雑学など多くの情報が記載されています。しかし、その記事を書いているのは人間であり、記事の内容も、個人の思いや新聞社の方針などが多く影響しています。そういった新聞を複数読み比べることで新聞の偏向報道やうその情報を見抜くメディア・リテラシーを育てることもなります。様々な情報がいたるところから入ってくる現代の児童生徒にとって客観的に情報を見ることのできる目を持ち、その中から自らの考えを持つことはとても重要な意味合いを持ちます。また、一定期間複数の新聞を児童生徒たちが読むことができる学校図書館の環境を整えることは家庭に負担をかけずにNIEを行える場所を提供することになります。

## 新聞雑誌所蔵基準

全国学校図書館協議会が作成した「学校図書館メディア基準」では学校全体の学級数により、所蔵すべき新聞の数が紹介されています。対象の新聞は購入するものだけ

ではなく、地域で刊行されている郷土新聞や市町の定期刊行物、寄贈で送られてくる教育関係の新聞なども、総合学習に役立つ貴重な資料になります。それらの資料のテーマ、内容を日ごろからチェックし、タイトルの索引づくり、テーマ別に仕分けるなど授業に活用できるよう整理していきましょう。

学校図書館の基準は新聞だけではなく図書の本数についても、様々な基準があります。

「文部科学省」は平成5年「学校図書館図書標準」で学級数を基準とした蔵書数を定めています。ただしこれは義務教育の学校を対象に定めたもので、高校は入っていません。本の分類ごとの基準も盛り込んだ「学校図書館基準」も昭和34年に制定していますが、その後改定されていない状態のため、文部科学省ではこの学校図書館基準の内容の見直しを検討したいとしています。

「全国学校図書館協議会(SLA)」が定めた「学校図書館メディア基準」は文部科学省の図書標準とは異なる計算式により学校図書館の蔵書の最低基準冊数を算出しています。また日本十進法(NDC)に沿った配分比率や、ビデオ・ソフト(DVD等の映像資料)、コンピュータ・ソフト(CD-ROM、DVD-ROM等)など各メディアについての基準も定めています。

蔵書数が標準に達するだけでなく、蔵書の内容、適切な更新も重要です。各学校の特色、地域性に合わせた選書は各学校図書館の担当者でなければわからない部分です。学校図書館を学習センター・情報センターと呼べるにふさわしい場所にしていきたいです。

### ■学校図書館メディア基準 3 新聞■

|        |     |      |       |      |
|--------|-----|------|-------|------|
| 小学校    | 学級数 | 単～12 | 13～24 | 25以上 |
|        | 新聞  | 3    | 4     | 5    |
| 中学校    | 学級数 | 単～12 | 13～24 | 25以上 |
|        | 新聞  | 4    | 5     | 6    |
| 高等学校   | 学級数 | 単～12 | 13～24 | 25以上 |
|        | 新聞  | 8    | 9     | 10   |
| 中等教育学校 | 学級数 | 単～12 | 13～24 | 25以上 |
|        | 新聞  | 10   | 12    | 14   |

全国学校図書館協議会 (SLA)

## あすなる図書室から

### ■教育資料の収集

「あすなる図書室」は教育関係図書以外にも、教育雑誌約80種、大学や他県の教育資料

なども収集している教育専門図書室です。教育に関するものでしたら新旧問わず網羅的に収集しておりますので、各学校で作成した資料、廃棄する資料等ございましたら、御連絡ください。

静岡県総合教育センター生涯学習推進室(あすなる図書室)  
電話：0537-24-9715  
メール：sogokyouiku-somukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

